

<説明会テキスト>

平成20年  
特許法等の一部を改正する法律について  
—概要・新旧対照表・附則—

特 許 庁

## <目 次>

法律改正の概要	1
---------	---

1. 通常実施権等登録制度の見直し
2. 不服審判請求期間の見直し
3. 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大
4. 特許・商標関係料金の引下げ
5. 料金納付の口座振替制度の導入
6. 施行日

附則	20
----	----

新旧対照条文	31
--------	----

## 【法律改正の概要】

## 法律改正の目的

- ・近年の我が国経済は、一層の少子高齢化及び人口減少、国際化の進展やアジア諸国の台頭等による国際競争の激化といった成長制約要因を抱えている中で、知的創造サイクルの加速化によりイノベーションを促進し、中長期的な生産性の向上を通じて産業競争力の強化を図ることが求められている。
- ・このような中で、利用者のニーズに合致したより利便性の高い知的財産権制度を実現するため、知的財産権の戦略的な活用を促進する観点から、通常実施権に係る登録制度の見直しを行うとともに、適正な権利の保護のための環境整備を図るため、不服審判の請求期間や特許関係料金の見直し等を行う。

# 改正法の概要

## 通常実施権等登録制度の見直し(特許法・実用新案法)

- 特許の出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設〈特許法〉  
大学TLOや中小・ベンチャー企業等で活用ニーズが強い「特許の出願段階におけるライセンス(他者への実施許諾)」を保護するための登録制度を創設。(登録によりライセンシーが第三者対抗力を具備。)
- 現行の通常実施権登録制度の活用に向けた見直し〈特許法・実用新案法〉  
ライセンスの拡大等によるライセンシー保護の必要性の高まりを踏まえ、特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望が強い登録事項の開示を制限。

## 不服審判請求期間の見直し (特許法・意匠法・商標法)

- 拒絶査定を受けた出願人の手続保障等の観点から、以下の措置を講ずる。
  - <特許>
    - ・拒絶査定不服審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。
    - ・権利を求める技術的範囲(特許請求の範囲)等の補正可能時期(現行:審判請求から30日以内)を、審判請求と同時にのみ可能と変更。
  - <意匠・商標>
    - ・拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判について、審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。

## 特許・商標関係料金の引下げ(特許法・商標法)

- 中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引下げを含む特許料の引下げ(平均12%の引下げ)。
- 諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い(件数で36%)商標の設定登録料等の引下げ(平均43%の引下げ)。

## 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大 (特許法・実用新案法)

- 世界的な特許出願の増大に対応して、出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類\*の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類を電子的に交換できる対象国を拡大。
    - 現行:優先権書類の発行国(第一国)で電子化されたデータの受け入れが可能。
    - 改正後:第一国以外の国や国際機関(WIPO等)で電子化されたデータの受け入れも可能。
- \*最初に出願した国(第一国)への出願日がある後に他国(第二国)での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

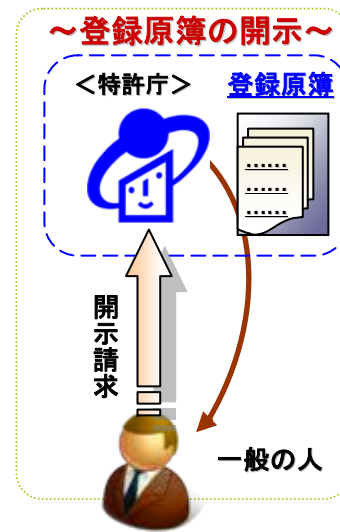
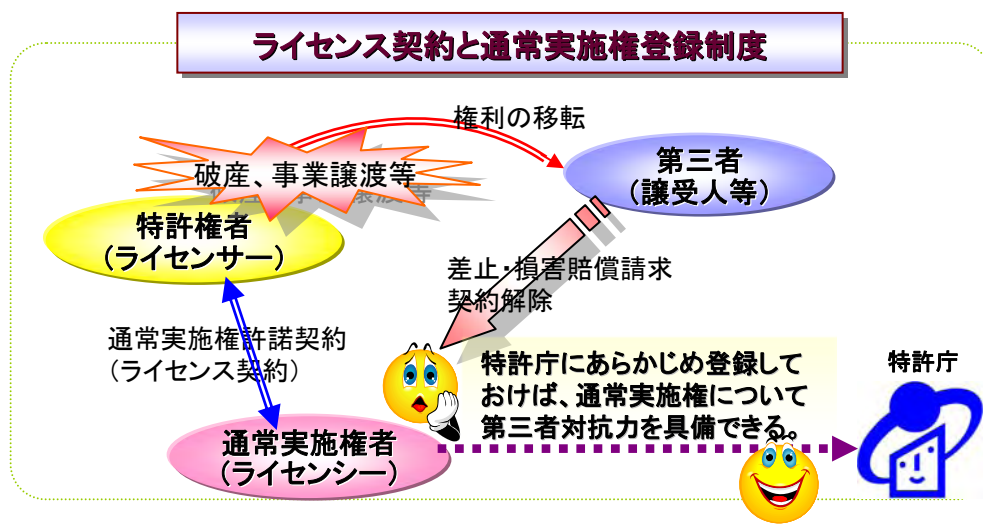
## 料金納付の口座振替制度の導入 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律)

- 国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入。

# 1. 通常実施権等登録制度の見直し

## (1) 現行の通常実施権等登録制度の概要

- 特許権者以外の者が特許となった発明を実施する権利としては、特許法上、専用実施権及び通常実施権が認められている。
  - 通常実施権を登録することにより、①特許権が第三者に譲渡された場合でも、通常実施権者は第三者(新権利者)から、差止・損害賠償請求を受けない、また、②特許権者が破産した場合でも、破産管財人によりライセンス契約を解除されないという効果が認められている。すなわち、通常実施権者(ライセンシー)は、ライセンス契約に基づく実施事業を継続できる。
  - 特許原簿に登録された情報は、原簿の閲覧等を通じてすべて対外的に開示される。
- ※なお、専用実施権は特許権に準ずる独占的・排他的な権利であり、特許庁への登録が効力発生要件とされている。



# (参考) 専用実施権と通常実施権

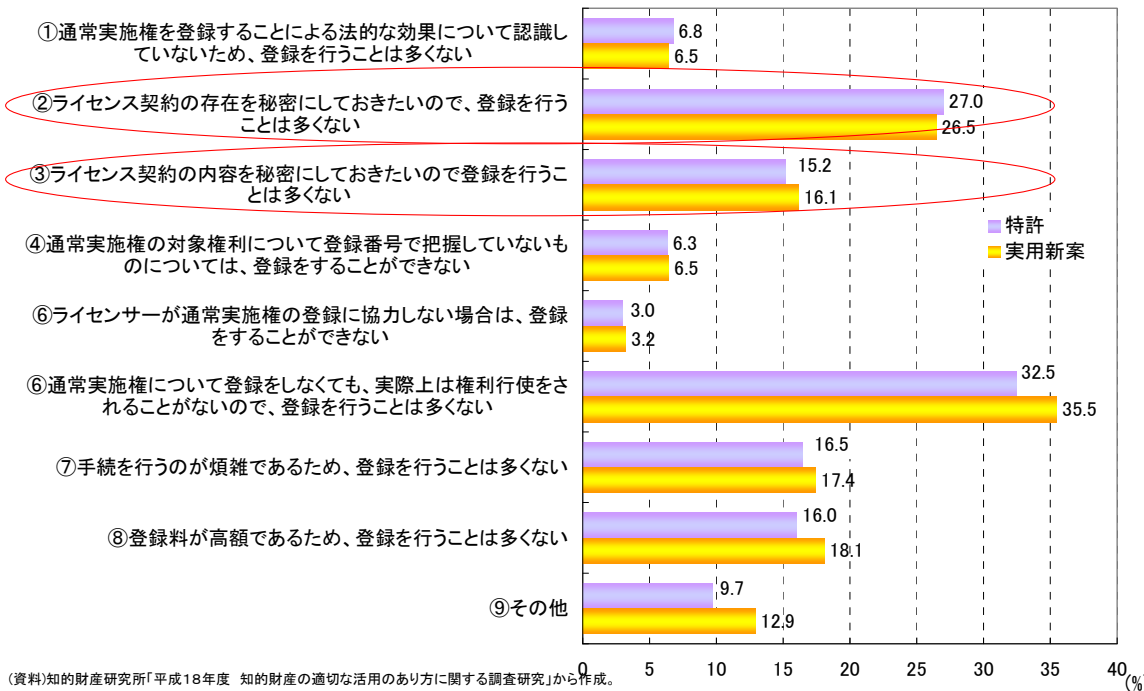
## 【専用実施権と通常実施権の比較】

	専用実施権	通常実施権
登録の効果	効力を発生させるために登録が必要（効力発生要件）	当事者間では登録がなくても有効に成立する 第三者に対抗するためには登録が必要（対抗要件）
特許権者の自己実施権留保の可否	特許権者は自己実施権を留保できない	特許権者は自己実施権を留保できる
他の実施権の設定又は許諾の可否	特許権者は、専用実施権設定後、同一範囲の専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾できない	特許権者は、通常実施権許諾後、同一範囲の専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾できる
差止及び損害賠償請求権の有無	無権原の第三者に対する差止及び損害賠償請求権が認められる	無権原の第三者に対する差止及び損害賠償請求権は原則として認められない
通常実施権許諾の可否	特許権者の承諾を得て、専用実施権について通常実施権を許諾することができる	通常実施権についてさらに通常実施権を許諾することはできない

## (2) 通常実施権等登録制度の課題

- 現行の通常実施権等登録制度においては、特許権を対象とする専用実施権及び通常実施権のみ登録することが可能であり、特許出願段階におけるライセンスは登録することができない。
- また、ライセンス契約の存在・内容は、企業の研究動向や商品開発動向を推測させるものであり、企業の営業秘密や経営戦略に密接に関わる情報であるとして、一般には開示せず秘密としておきたいというニーズが強い。このため、登録内容が公示される現行の登録制度は、利用率(現存登録件数/実施許諾件数の推計値)は約1%程度にとどまっている。

通常実施権を登録する(しない)理由(アンケート結果)

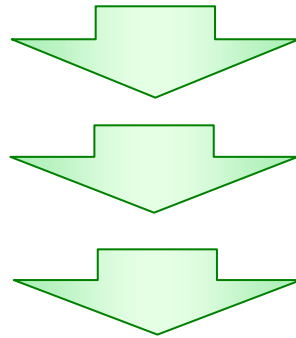


通常実施権等登録制度に係る利用状況

	特許権	実用新案権
実施許諾件数	101,018	1,210
現存登録件数	1,315	29
登録率 (%)	1.3	2.4

(資料)実施許諾件数:平成18年知的財産活動調査報告書/特許庁  
現存登録件数:特許庁調べ(平成18年)

- 近年、知的財産ビジネスの多様化が進展するとともに、国境を越えた企業の合併・買収(M&A)や会社分割等の組織再編が活発化しており、産業財産権の移転が増加。
- このような中、ライセンシーが従前のライセンス契約に基づく事業を継続できなくなるリスクが高まっており、ライセンシーの保護のニーズが高まっている。



ライセンシー保護の必要性及び産業界におけるビジネスの実態を踏まえ、以下の措置を行う。

- ①特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設【特許法】
- ②通常実施権登録制度に係る登録事項の開示制限【特許法・実用新案法】

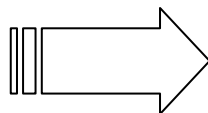
### (3) 特許出願段階におけるライセンスに係る登録制度

#### ① 仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度の創設

特許出願段階におけるライセンスについて、特許法上の権利として、新たに「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を設け、併せてその登録制度を設ける。  
(特許法第27条、第34条の2及び第34条の3)

#### 改正前

- 特許権成立前のライセンスについて規定なし。
- 特許権成立前のライセンスを登録することができない。



#### 改正後

- 特許出願後、特許権成立前におけるライセンスとして、「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」を創設。
- 「仮専用実施権」及び「仮通常実施権」の登録制度を創設。

## (1) 改正の内容【特許法】

特許出願段階におけるライセンスを保護するための制度として、特許法において新たに「仮通常実施権」「仮専用実施権」を設け、併せてこれらの権利に係る登録制度を設けることで、登録をすることにより第三者対抗力を備えることを可能とする。

### 《仮通常実施権・仮専用実施権》

○特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定することができる。仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、その特許権について、専用実施権が設定されたものとみなす。(特許法第34条の2)

○特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮通常実施権を許諾することができる。仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、その特許権について、通常実施権が許諾されたものとみなす。(特許法第34条の3)

○仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、当該特許出願に係る発明を実施した場合は、特許出願人は、特許法第65条第1項に定める補償金の支払を請求することができない。(特許法第65条第3項)

※特許法第65条第1項:特許出願人は、出願公開後に、発明内容を提示し警告したときは、その警告後特許権設定登録前に業としてその発明を実施した者に対し、補償金を請求することができる。警告をしない場合においても、出願公開された発明であることを知って業としてその発明を実施した者に対しても同様とする。

○仮専用実施権の設定又は仮通常実施権の許諾は、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した範囲内においてすることができる。

## (2) 施行時期

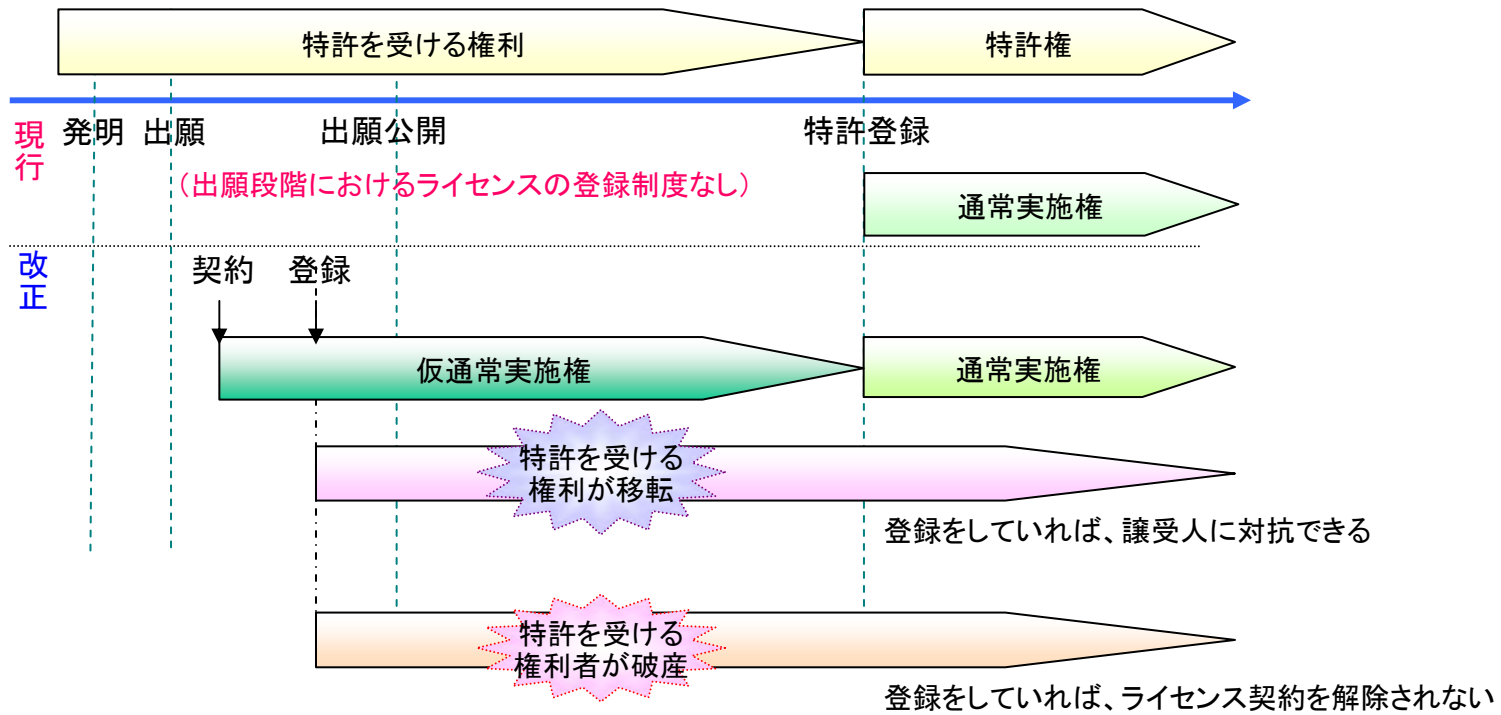
改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

## ②登録の効果

- 「仮通常実施権」又は「仮専用実施権」の登録を備えたライセンシーは、特許権成立前であっても、登録した内容を第三者に対抗できる。
- 特許を受ける権利を有する者が破産した場合においても、破産法第56条の適用により、破産管財人はライセンス契約を解除することができない。

※「仮専用実施権」については、専用実施権と同様に登録を効力発生要件とし、「仮通常実施権」については、通常実施権の場合と同様に登録を対抗要件とする。

### 【登録の効果】



### (1) 改正の内容【特許法】

- 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、移転又は処分の制限等について、特許庁に備える特許原簿に登録するものとする。(特許法第27条第1項第4号)
- 仮専用実施権の設定、移転又は処分の制限等は、登録しなければその効力を生じないものとする(効力発生要件)。(特許法第34条の4)
- 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利をその後取得した第三者に対しても、その効力を生ずるものとする(第三者対抗要件)。(特許法第34条の5)

### (2) 仮専用実施権及び仮通常実施権に係る登録免許税[一部](附則第14条)

		仮専用実施権・ 仮通常実施権	専用実施権・ 通常実施権(参考)
設定又は保存		1件につき15,000円	1件につき15,000円
質権の設定、処分の制限		債権金額の1000分の4	債権金額の1000分の4
移転	相続・合併による移転	1件につき1,500円	1件につき1,500円
	その他の原因による移転	1件につき3,000円	1件につき3,000円

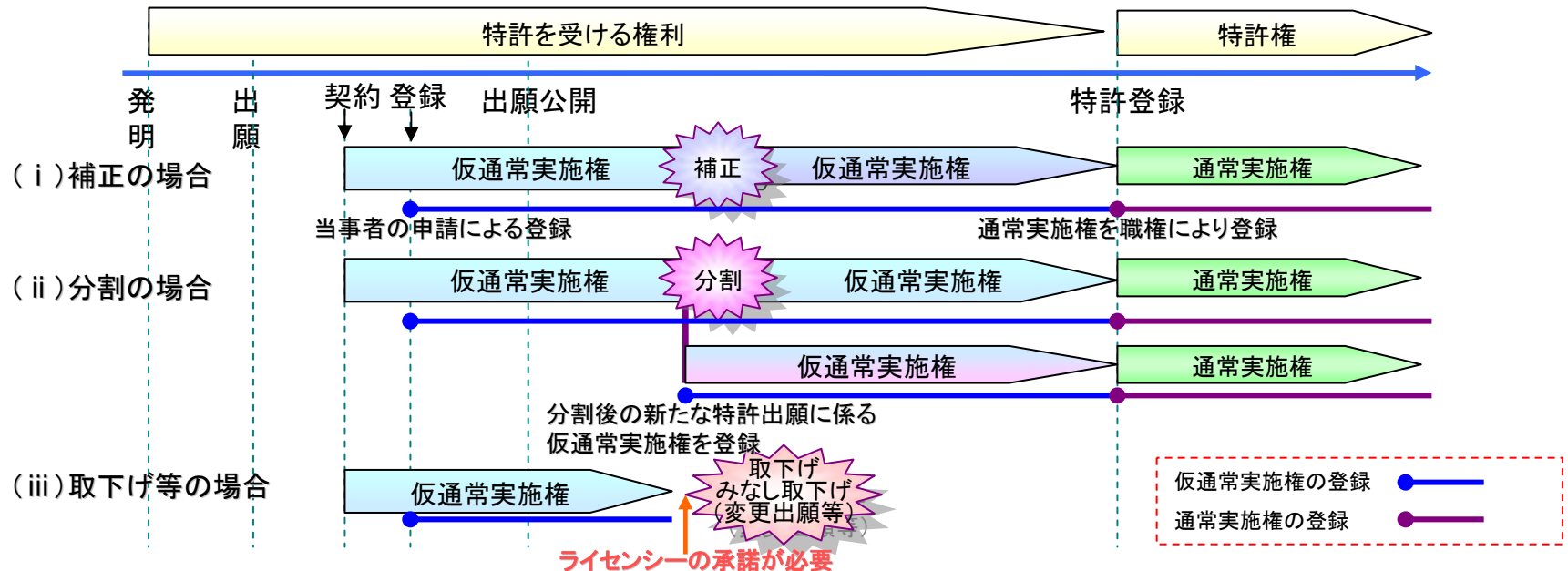
※仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定登録があったことに伴って、専用実施権又は通常実施権の登録を受ける場合は非課税。

### (3) 施行時期

改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

### ③出願の補正・分割等に係る措置

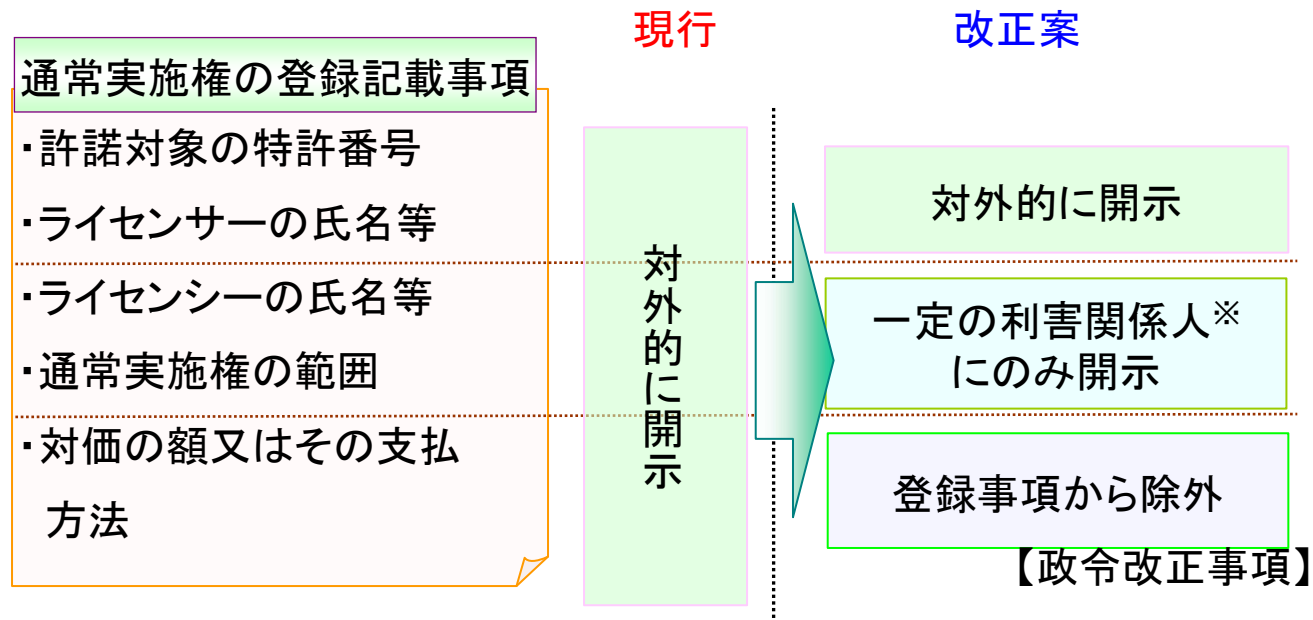
- ( i ) 仮通常実施権等の登録後、当該仮通常実施権等に係る特許出願について補正がなされた場合でも、その設定された範囲内において仮通常実施権等の効力は有効。
- ( ii ) 仮通常実施権等に係る特許出願について出願の分割がなされた場合、契約で別段の定めがなされていない限り、分割後の新たな出願についても、その設定された範囲内において仮通常実施権等が許諾されたものとみなす。
- ( iii ) 仮通常実施権等の登録後、その特許出願を取り下げる場合は、ライセンシーの承諾を得ることを必要とする(優先権主張を伴う出願や、実用新案登録出願や意匠登録出願への変更等、もとの特許出願がみなし取下げとなる場合も同様 ※)  
→ 登録を備えたライセンシーの利益は保護される。  
※ ただし、PCTに基づく国際出願については、ライセンシーの承諾は不要とする。





## (4) 通常実施権等に係る登録事項の開示制限

通常実施権及び仮通常実施権に係る登録記載事項のうち、それを対外的に開示することで通常実施権者等の利害を害するおそれがある事項について、利害関係人にのみ開示する制度を導入する。【特許法・実用新案法】



※ ライセンサー、ライセンシー、対象特許権の取得者、破産管財人等(政令改正事項)。

注) 専用実施権は、設定された範囲で独占排他性を有する強い権利であり、その設定は第三者に与える影響が大きいため、公示の必要性が強いことから、登録事項は現行通りすべて開示する。

## (1) 改正の内容【特許法・実用新案法】

- 特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、対外的に非開示にしたいとの要望が強い登録事項(①ライセンシーの氏名等、②通常実施権の範囲(※政令改正事項))の開示を一定の利害関係人に限定する。(特許法第186条第3項及び実用新案法第55条第1項)
- 専用実施権は、設定された範囲で独占排他性を有する強い権利であり、第三者に与える影響が大きいことから、公示の必要性が極めて高いため、現行どおりすべての登録事項を対外的に開示する。
- 仮通常実施権については、通常実施権と同様、ライセンシーの氏名等の一部の登録事項について、開示を制限する。
- 仮専用実施権については、専用実施権と同様、現行どおりすべての登録事項を対外的に開示する。

## (2) 施行時期

改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

## (3) 経過措置

改正法の施行日前に登録された通常実施権については適用しない(附則第2条第6項)。

## (5) その他の改正検討事項

### <通常実施権等の対価の登録>【政令改正事項】

○特許権等の通常実施権及び専用実施権に係る現行の登録事項のうち、対価については、経済状況などに応じて変動するものであり、また、通常実施権1件あたりの額の算定が困難な場合も多いことから、登録事項から除外する方向。

### <サブライセンスの登録>【運用見直し】

○ライセンシーがさらに第三者に実施許諾を行う場合(サブライセンス)において、ライセンサーとサブライセンシーの間での直接の許諾証書がなくても、ライセンシーを介して間接的にサブライセンシーが特許権者から許諾を受けたことを証する書面により、登録を認めることとする方向。

### サブライセンスの登録に係る見直し

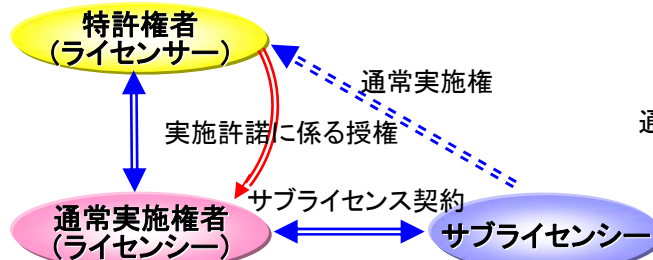
現行

登録申請に係る原因書面として、ライセンサーとサブライセンシー又は第三者であるライセンシーとの間での実施許諾証書が必要

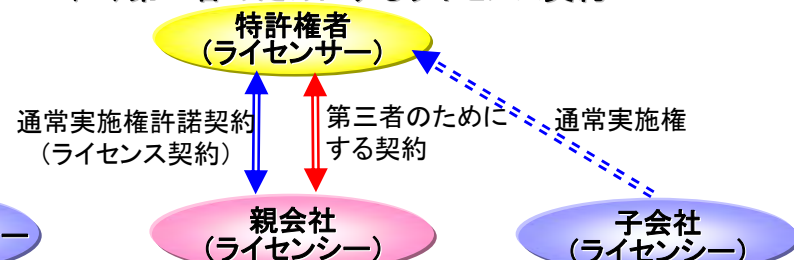
見直し

- (i) ①特許権者からライセンシーへの実施許諾に係る授權を証する書面  
②ライセンシーからサブライセンシーに対する許諾証書
- (ii) ①契約書(第三者のためにする契約)  
②ライセンシー(子会社等)が許諾対象であることの証明があれば登録を認める。

#### (i) 特許権者によるサブライセンスの授權



#### (ii) 第三者のためにするライセンス契約



## <登録の効力発生日の見直し>【省令改正事項】

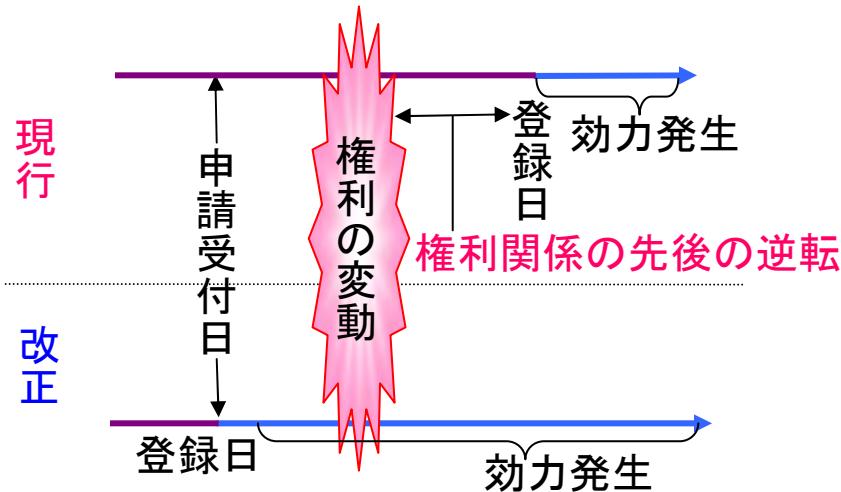
○現行制度では、登録の効力は登録日に発生するものと解されているが、登録申請受付日から登録日までの事務手続期間中に、他の権利変動(e.g.ライセンサーの破産)があった場合に、登録原因の権利変動との先後関係が逆転するとの問題があるため、省令の改正により、登録申請受付日を登録日とみなすことができるようにする方向。

### 効力発生日の見直し

現行：登録申請受付日と登録日が別



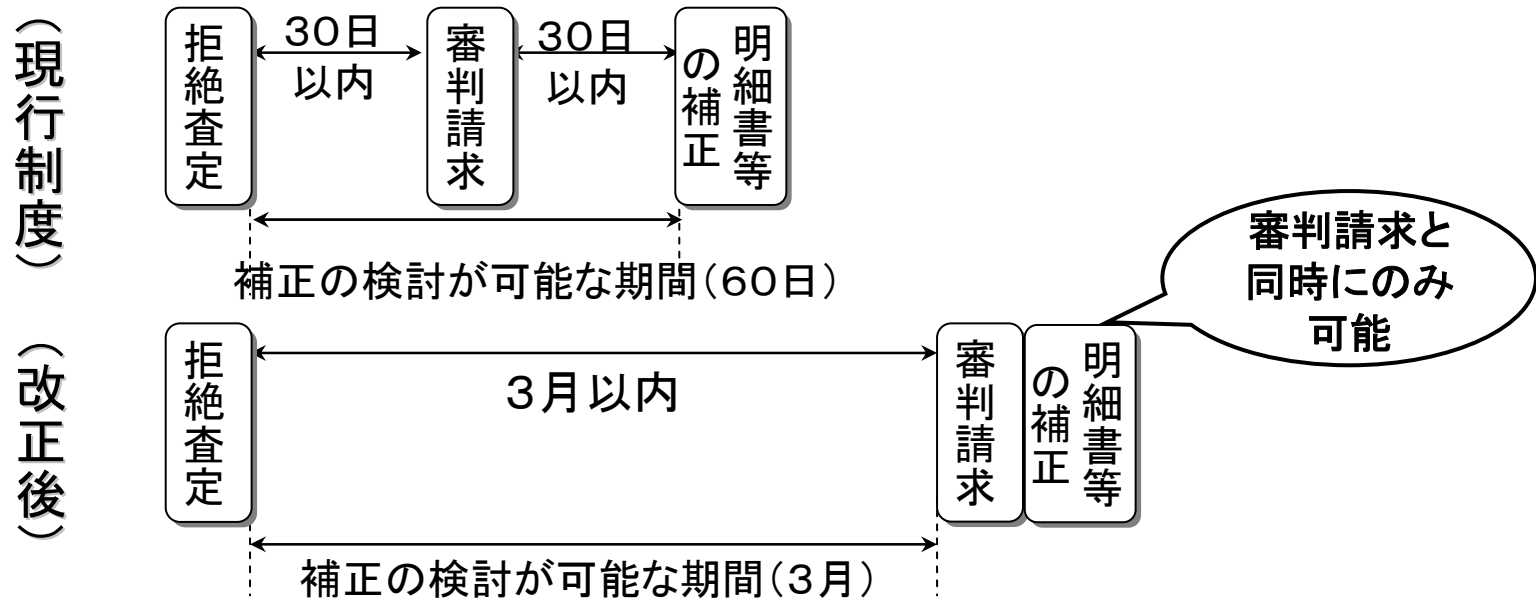
改正後：登録申請受付日を登録日とみなす



## 2. 不服審判請求期間の見直し

### (1) 特許の拒絶査定不服審判請求期間等の見直し

- 拒絶査定(特許しない旨の審査結果)に対する不服審判の請求期間(現行:拒絶査定の謄本の送達の日から30日以内)を「3月以内」に拡大する。(特許法第121条第1項)
- 審判請求に伴う特許請求の範囲(権利を求める技術的範囲)等の補正が可能な時期(現行:審判請求日から30日以内)を、審判請求と同時にのみ可能と変更する。(特許法第17条の2第1項第4号)



## (1) 現行制度の問題点

現行制度では、拒絶査定に不服がある者は、その拒絶査定の特許の送達の日から30日以内に拒絶査定不服審判を請求できる。しかし、制度利用者からは、30日との期間は短く、審判請求の当否を十分に検討できないまま、駆け込み的に審判請求を行うことがあるとの指摘がある。特に、現行制度では、審判請求後30日以内であれば明細書等の補正ができるため、審判請求期間が比較的短いこともあり、明細書等の補正の内容まで十分に検討した上での、適切な審判請求の当否の判断が行われていない場合もあると考えられる。

また、近年、特許審査件数の増加に伴い、拒絶査定件数及び拒絶査定不服審判請求件数も増大しており、制度利用者が審判請求の当否を判断するための調査・検討の時間を十分確保することができない状況になっているとの指摘がある。

※明細書等の補正を伴う審判請求の場合、まず審査官が審査を行う(特許法第162条:いわゆる「前置審査」)。適切な補正がなされていれば、この前置審査の段階で特許を取得できる可能性も高くなり、また、審判部での審理順番待ち期間を経ないため、早期の権利取得にも資するものである。

## (2) 改正の内容

制度利用者に対する手続保障等の観点から、特許に関する拒絶査定不服審判の請求期間を拒絶査定の特許の送達日から「3月以内」に拡大する。

また、審判請求に伴う明細書等の補正の時期については、補正内容を十分に検討した上で審判請求が行われるようにすること、及び、第三者の監視負担が過度とならないようにすることを踏まえ、審判請求と同時にのみ可能とした。

※諸外国における特許の拒絶査定不服審判の請求期間

米国:最終拒絶から3月、欧州:拒絶の決定時から2月、中国:出願拒絶の決定通知を受領した日から3月

## (3) 施行時期

改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

## (4) 経過措置

改正法の施行日以降に特許の送達が行われる拒絶査定に対する審判請求について適用し、施行日前に特許の送達があったものについては適用しない(附則第2条第1項)。

## (2) 関連する改正事項

○拒絶査定後の分割出願が可能な時期(現行:最初の拒絶査定 of 謄本の送達日から30日以内)を「3月以内」に拡大する。(特許法第44条第1項第3号※)

※平成18年の特許法改正により、平成19年4月1日以後の特許出願につき適用されることとなった規定である点に注意。今回の改正後の規定は、平成19年4月1日以後の特許出願であって、かつ、最初の拒絶査定 of 謄本の送達 that 今回の改正法の施行日以降になされるものについて適用される。(附則第2条第3項)

現行

分割可能な時期(特許法第44条第1項)

- ・明細書等の補正が可能な期間(1号)
- ・特許査定から30日以内(2号)
- ・拒絶査定から30日以内(3号)

改正後

分割可能な時期(特許法第44条第1項)

- ・明細書等の補正が可能な期間(1号)
- ・特許査定から30日以内(2号)
- ・拒絶査定から3月以内(3号)

○意匠の拒絶査定不服審判請求期間の拡大((3)参照)に伴い、意匠登録出願から特許出願への変更が可能な時期の変更(特許法第46条)

同様の趣旨で、特許から実用、意匠から実用、特許から意匠の各変更出願についても改正。(実用新案法第10条第1項、第2項、意匠法第13条第1項)

現行

意匠から特許へ変更可能な時期(特許法第46条第2項)

・次の場合を除いて変更可能

①意匠登録出願についての最初の拒絶査定 of 謄本送達から30日経過後

②意匠登録出願から3年経過後※

※3年経過後でも、最初の拒絶査定 of 謄本送達から30日以内であれば変更可能

改正後

意匠から特許へ変更可能な時期(特許法第46条第2項)

・次の場合を除いて変更可能

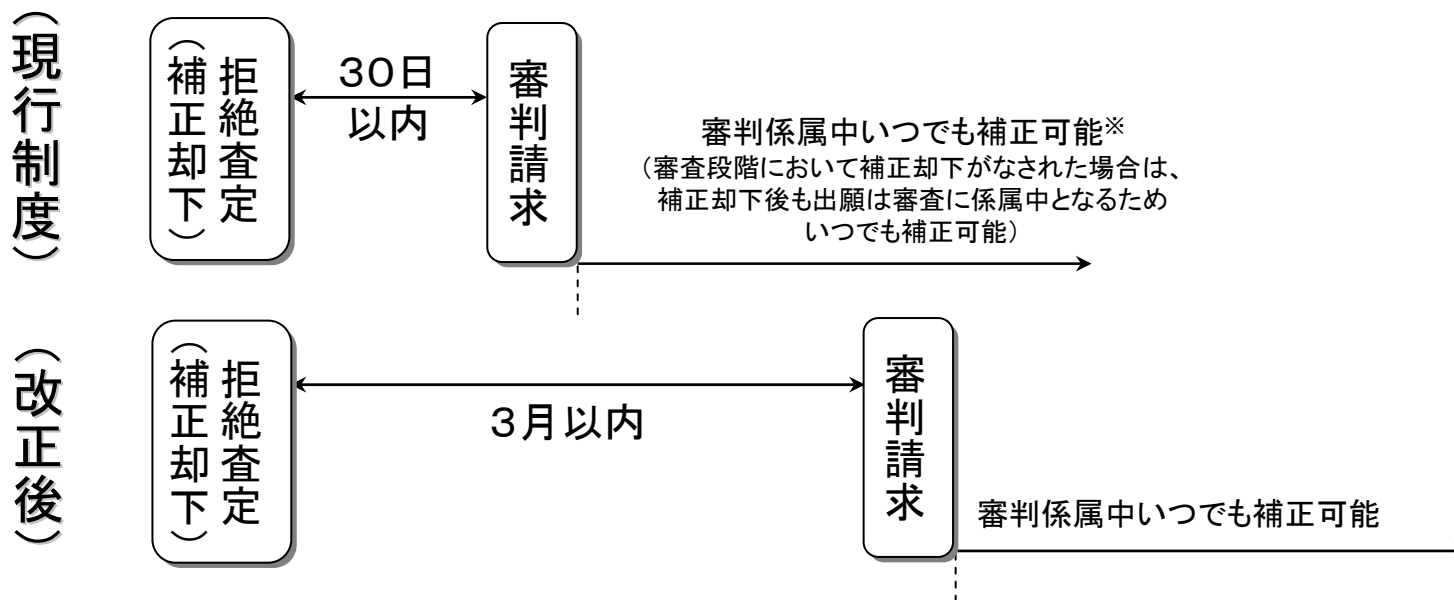
①意匠登録出願についての最初の拒絶査定 of 謄本送達から3月経過後

②意匠登録出願から3年経過後※

※3年経過後でも、最初の拒絶査定 of 謄本送達から3月以内であれば変更可能

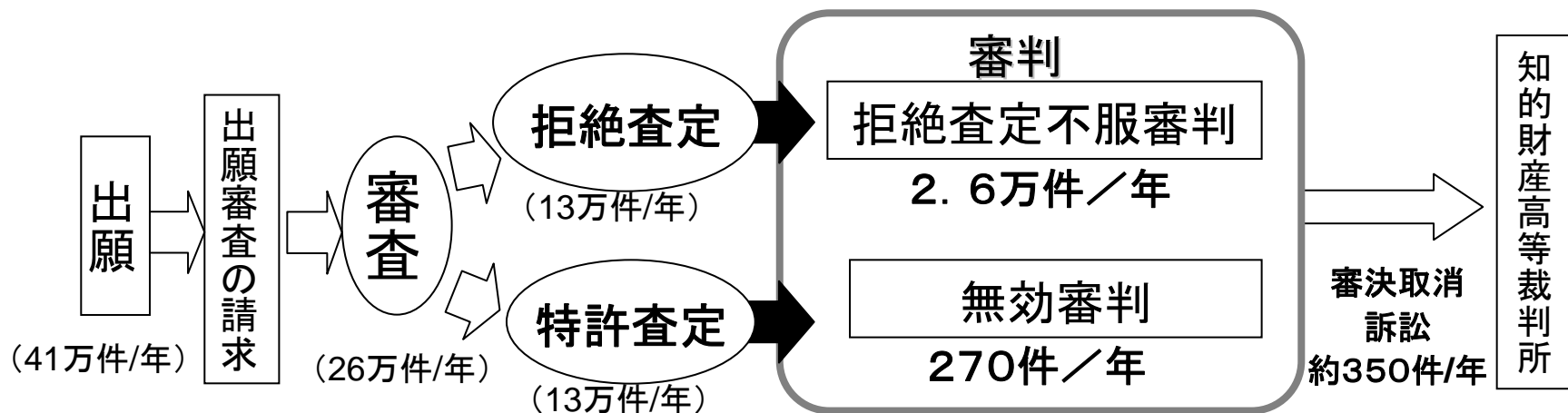
### (3) 意匠及び商標制度における改正事項

- 拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判の審判請求期間(現行:いずれも拒絶査定又は補正却下決定の謄本の送達日から30日以内)を、「3月以内」に拡大する。(意匠法第46条第1項及び第47条第1項、商標法第44条第1項及び第45条第1項)



※意匠制度及び商標制度においては、事件が審査、審判又は再審に係属している間、いつでも補正ができる。特許制度の場合と異なり、意匠制度と商標制度における補正可能な時期については、従来どおりで今回の法改正により変更はされていない。

# (参考1) 特許出願から審査・審判・裁判までの流れ



注) 2006年の数値

ここでの「審査」の件数は、最終処分された案件のうち、拒絶査定又は特許査定された案件数のみを示す。  
一次審査件数(2006年で29万件)とは異なる点に注意。

## (参考2) 拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判

### [拒絶査定不服審判]

特許出願、意匠登録出願及び商標登録出願は、審査官によって審査が行われ、審査官が拒絶の理由が無いと判断した場合には、特許査定(登録査定)が行われる。他方、審査官が拒絶の理由があると判断した場合には、拒絶理由を通知するとともに、意見書を提出する機会を与えた上で、拒絶の理由が解消しなければ、拒絶査定が行われる。

拒絶査定を受けた者は、それに不服がある場合には、審判請求をすることができる。これを「拒絶査定不服審判」という。拒絶査定不服審判においては、3人又は5人の審判官による合議体が、審査官による拒絶査定が適当であったかどうかについて審理を行い、拒絶査定が適当でない場合にはその取消し等が行われる。

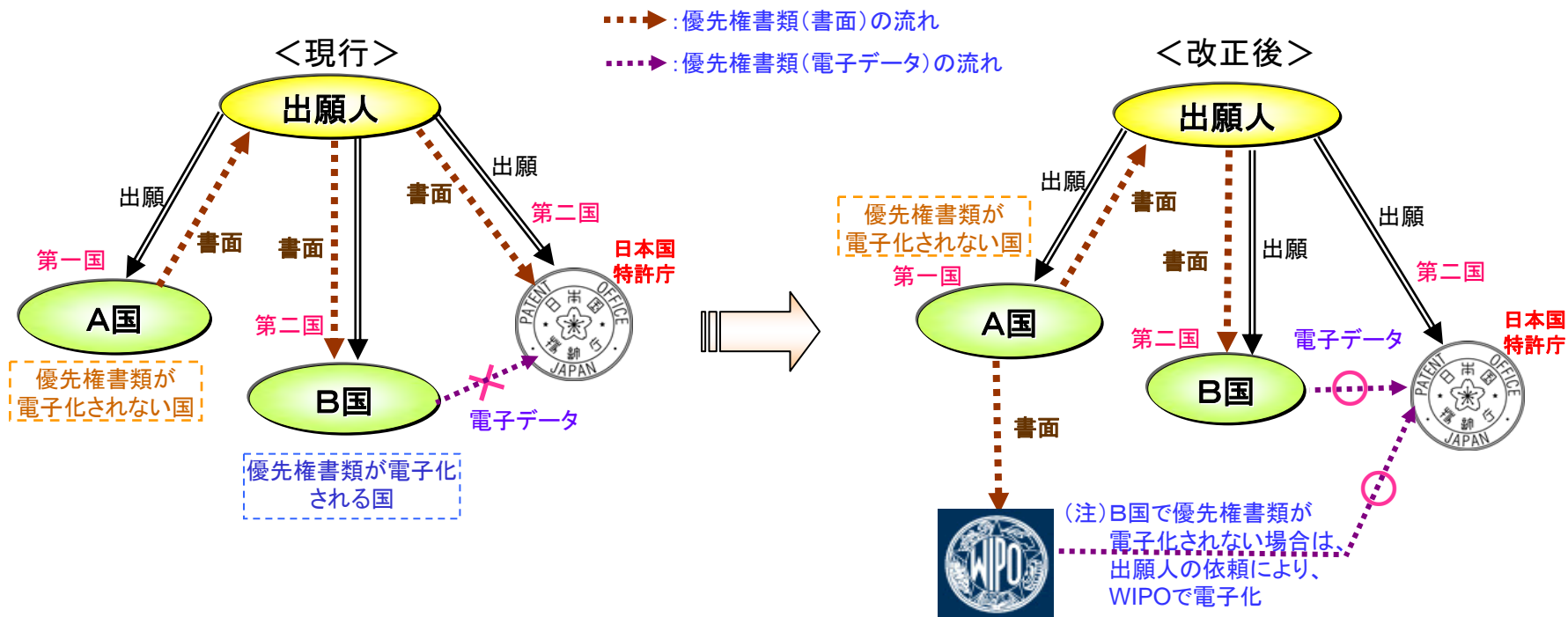
### [補正却下決定不服審判]

意匠法及び商標法においては、一定の要件に違反する補正がなされた場合には、審査官が決定により補正を却下することができる。出願人は、補正却下に不服がある場合には、審判を請求することができる。これを「補正却下決定不服審判」という。補正却下決定不服審判においては、3人又は5人の審判官による合議体によって、審査官による補正却下の決定が適当であったかどうかについて審理がなされ、適当でない場合には補正却下決定の取消しが行われる。

# 3. 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大

優先権書類の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類の発行国のみならず、その他の国や国際機関で電子化された優先権書類のデータの受け入れについても可能とする。(特許法第43条第5項)

(第一国で優先権書類が電子化されない場合)



## (1) 現行制度の問題点

出願人が、パリ条約による優先権※<sup>1</sup>を主張する場合においては、その優先権書類を最初に出願した国(第一国)以外に紙で提出する必要がある。

他方、近年情報通信技術の発展に伴い、最初に出願した国(第一国)との間で優先権書類を電子的に交換することができるようになった。優先権書類の電子的交換は、出願人の利便性向上及び行政処理の効率化に寄与するものであるため、先般、世界知的所有権機関(WIPO)において、優先権書類の電子的交換の枠組みを国際的に拡張することが合意された(優先権デジタルアクセスサービス)。

しかしながら、現行の特許法第43条第5項では、優先権書類を電子的に取得できる対象を最初に出願した国(第一国)から提供されるものに限定※<sup>2</sup>されている。

※<sup>1</sup> 優先権を主張することにより、最初に出願した国(第一国)への出願日とその後に出願した他の国(第二国)での審査上の判断基準日とすることができる。

※<sup>2</sup> 現在、優先権書類を電子的に交換できるのは、米国、欧州特許庁及び大韓民国。

## (2) 改正の内容

特許法第43条に規定されるパリ優先権主張の手続に関し、同条第5項を改正し、日本国へ優先権主張を伴う出願をした場合について、優先権書類を発行した第一国で電子化された優先権書類データだけでなく、第一国以外の国や国際機関(WIPO等)で電子化されたデータの受け入れも可能とすることとした。

※優先権書類の電子的交換の具体的な対象国及び国際機関は今後省令で定める予定。

## (3) 施行時期

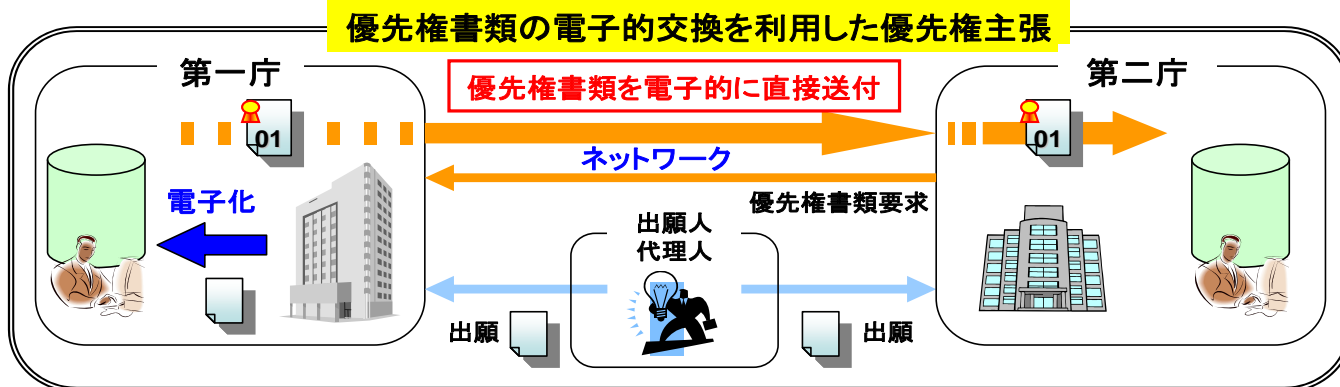
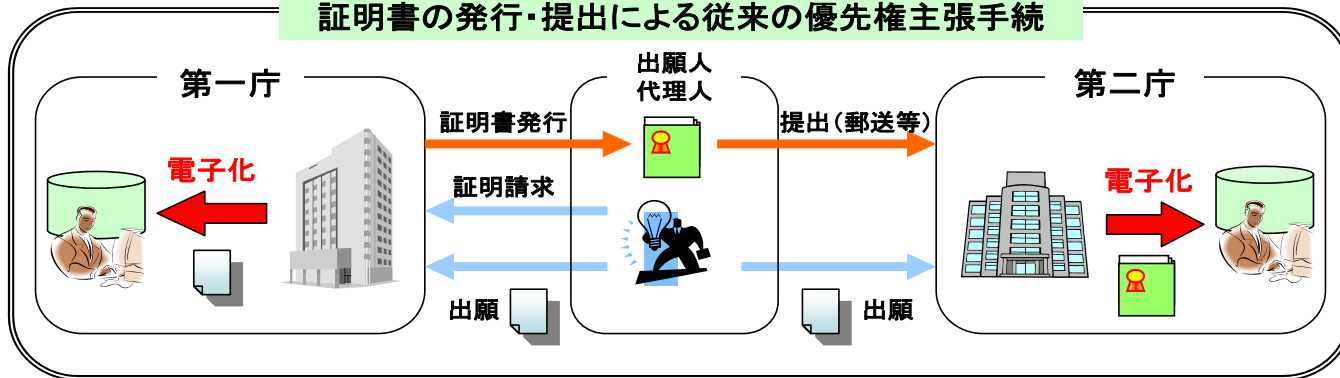
改正法の公布の日から1年以内の政令で定める日から施行する。

## (4) 経過措置

改正法の施行日以降の出願について適用し、施行日前の出願については適用しない(附則第2条第2項)。

# (参考1) 優先権書類の電子的交換

## 優先権書類電子データの相互利用に向けた取組



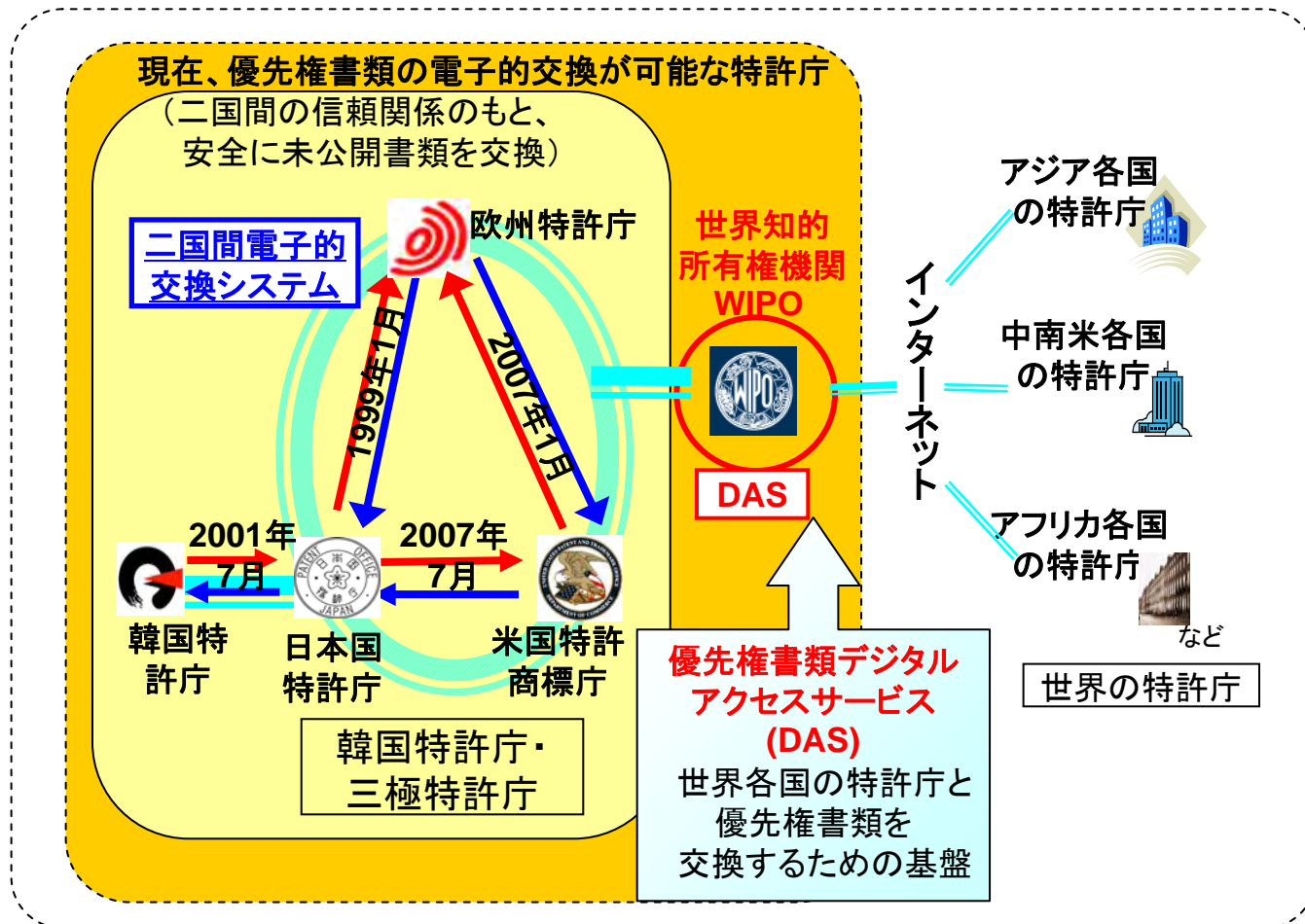
優先権書類を電子データとしてシステムに蓄積・交換でき、重複した電子化作業をなくして世界的に事務処理負担軽減

他庁から優先権書類の要求があれば、第2国出願があったことをいち早く把握し、優先的に審査すべき出願を即時に判断可

優先権書類の電子的交換により三極特許庁全体で年間約55億円の出願手続コスト削減が可能(2006年11月の試算)

# (参考2) 優先権デジタルアクセスサービス

各国特許庁が世界的な所有権機関(WIPO)と優先権書類の電子的交換を行うネットワークを構築することで、WIPOを仲介として世界各国の特許庁と優先権書類の交換を可能とする。



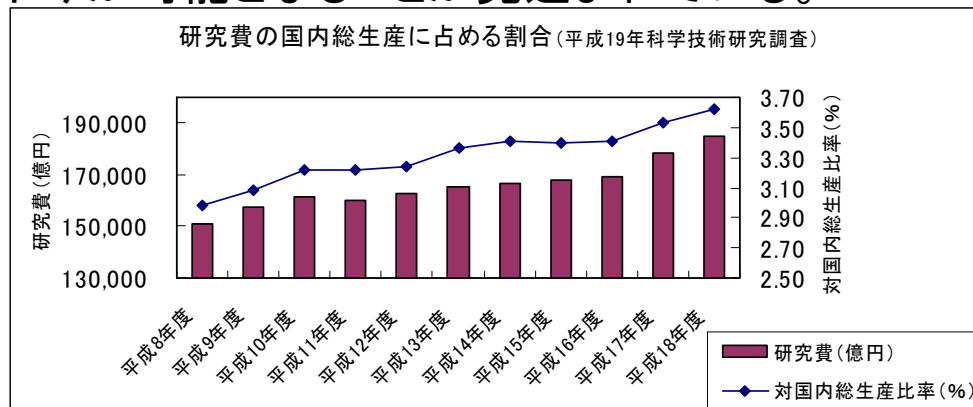
# 4. 特許・商標関係料金の引下げ

## (1) 特許関係料金の引下げ

### (1) 背景

我が国における研究開発費及びその対国内総生産比率は増加傾向にあることから、企業が権利を適切に維持し研究費の適正な回収ができる環境整備が必要であるが、料金の高さが権利維持の阻害要因となっていることが指摘されている。

また、現行料金下で、特許特別会計の中長期的な見直しを行ったところ、予想を上回る審査請求に伴う特許料収入増加による歳入増、新システム導入等による機械化経費の削減に伴う歳出減等により、今後、引下げが可能となることを見込まれている。



### (2) 改正の内容

○特許権の適切な維持の促進の観点から、中小企業等からの引下げニーズが強い特許料を引き下げることとする。(平均12%の引下げ)

○その際、後年次における特許料の高額化について、①累進制のモデルである製品の売上動向と乖離がみられること、②中小企業等から後年次の特許料が高く、負担感が大きいとの指摘があること、③諸外国と比して後年次の特許料は高額であることから、10年目以降の特許料を重点的に引き下げることとした。

# 特許料の引下げ

1～3年の各年

4～6年の各年

7～9年の各年

10年以降の各年

平成16年4月1日以降に審査請求が行われた出願(特許法第10条7条)

改正前

2,600円 + (200円 × 1請求項)

8,100円 + (600円 × 1請求項)

24,300円 + (1,900円 × 1請求項)

81,200円 + (6,400円 × 1請求項)

改正後

**2,300円 + (200円 × 1請求項)**

**7,100円 + (500円 × 1請求項)**

**21,400円 + (1,700円 × 1請求項)**

**61,600円 + (4,800円 × 1請求項)**

平成16年4月1日より前に審査請求が行われた出願(附則第12条)

改正前

13,000円 + (1,100円 × 1請求項)

20,300円 + (1,600円 × 1請求項)

40,600円 + (3,200円 × 1請求項)

81,200円 + (6,400円 × 1請求項)

改正後

**11,400円 + (1,000円 × 1請求項)**

**17,900円 + (1,400円 × 1請求項)**

**35,800円 + (2,800円 × 1請求項)**

**71,600円 + (5,600円 × 1請求項)**

平成16年4月1日以降に審査請求が行われた出願(附則第8条)

改正前

1,700円 + (1,100円 × 1発明)

5,400円 + (3,300円 × 1発明)

16,200円 + (10,000円 × 1発明)

54,000円 + (33,600円 × 1発明)

改正後

**1,500円 + (1,000円 × 1発明)**

**4,800円 + (2,900円 × 1発明)**

**14,300円 + (8,800円 × 1発明)**

**47,500円 + (29,600円 × 1発明)**

平成16年4月1日より前に審査請求が行われた出願(附則第10条)

改正前

8,500円 + (5,600円 × 1発明)

13,500円 + (8,400円 × 1発明)

27,000円 + (16,800円 × 1発明)

54,000円 + (33,600円 × 1発明)

改正後

**7,500円 + (4,900円 × 1発明)**

**11,900円 + (7,400円 × 1発明)**

**23,800円 + (14,800円 × 1発明)**

**47,500円 + (29,600円 × 1発明)**

(参考)特許出願関係料金の引下げ(※政令改正事項)

	特許出願	外国語書面出願	特許法第184条の5第1項の規定による手続	特許法第184条の20第1項の規定による申出
改正前	16,000円	26,000円	16,000円	16,000円
改正後	<b>15,000円</b>	<b>24,000円</b>	<b>15,000円</b>	<b>15,000円</b>

(3) 施行時期

改正法の公布の日から3月以内の政令で定める日から施行する。また、政令(出願料等)についても同日に施行する。

(4) 経過措置

施行日前に納付される特許料は基本的に旧料金を適用し、施行日以降に納付される特許料は新料金を適用する。(附則第2条第5項)

ただし、施行日以降に納付される特許料であっても、たとえば

- ① 施行日前に納めるべき特許料について、追納期間に納付する場合(特許法第112条)には旧料金を適用する。
- ② 施行日前に納めるべき特許料について、納付が猶予されたものを納付する場合(特許法第109条)には旧料金を適用する。

(参考)特許出願関係料金の引下げに係る経過措置

施行日前に納付される出願料等は基本的に旧料金を適用し、施行日以降に納付される出願料等は新料金を適用する。ただし、施行日以降に納付される出願料等であっても、たとえば

- ① 施行日前に納めるべき出願料等について、適正な額を納付しなかったことにより手続補正を命じられた場合は旧料金を適用する。
- ② 国際出願に係る国内書面の手続(施行日以降の手続も含む)について、施行日前までに国内書面提出期間が満了する場合は旧料金を適用する。

## (2) 商標関係料金の引下げ

### (1) 背景

企業活動においてブランド価値の創造が重要となってきた中で、出所識別力、顧客吸引力、情報発信力を具現化する重要な知的財産として位置づけられている商標について、魅力あるブランドの創出及び活用を促進する必要がある。また、事業の国際化が進む中、企業が複数国への商標出願を求められているところ、諸外国と比較して、我が国における料金の高さが指摘されている。

また、現行料金下で、特許特別会計の中長期的な見直しを行ったところ、予想を上回る審査請求に伴う特許料収入増加による歳入増、新システム導入等による機械化経費の削減に伴う歳出減等により、今後、引下げが可能となることが見込まれている。

### (2) 改正の内容

- 他国と比して高額な設定登録料及び更新登録料等を引き下げることとする。(平均43%の引下げ)
- その際、①諸外国において出願料と登録料を合わせた額が更新登録料とほぼ同水準であること、②更新登録料が高額であるため更新登録申請ではなく再出願するケースがあり、適正な権利維持行動を促す必要があること、③商標関係料金の中で更新登録料の引下げニーズが最も多いことを踏まえ、更新登録料を重点的に引き下げることとする。
- また、①分割納付制度の利用割合が低いこと、②企業から分割納付額の引下げニーズがあること、③不使用商標対策として一定の効果があることから、分割納付額についても重点的な引下げを行うこととする。

商標関係料金の引下げ（※出願料については政令改正事項）

	出願料	登録料		更新登録料	
		一括納付 (10年分)	分割納付 (5年分)	一括納付 (10年分)	分割納付 (5年分)
改正前	6,000円+ (15,000円× 区分数)	66,000円 ×区分数	44,000円 ×区分数	151,000円 ×区分数	101,000円 ×区分数
改正後	<b>3,400円+</b> <b>(8,600円×</b> <b>区分数)</b>	<b>37,600円</b> <b>×区分数</b>	<b>21,900円</b> <b>×区分数</b>	<b>48,500円</b> <b>×区分数</b>	<b>28,300円</b> <b>×区分数</b>

国際商標登録出願に基づく個別手数料の引下げ※

※マドリッド協定議定書に基づき日本国を指定した国際商標登録出願に係る出願料、登録料及び更新登録料に該当する。  
 ※具体的には、WIPOが公示する各手数料の日本円に相当するスイスフランの額を、WIPOに直接支払う。

	個別手数料 第一の部分（出願料）	個別手数料 第二の部分（登録料）	個別手数料 （更新登録料）
改正前	4,800円+ (15,000円×区分数)	66,000円×区分数	151,000円×区分数
改正後	<b>2,700円+ (8,600円×区分数)</b>	<b>37,600円×区分数</b>	<b>48,500円×区分数</b>

# 防護標章登録出願関係料金の引下げ(※出願手数料については政令改正事項)

	出願料	登録料	更新登録料
改正前	12,000円 + (30,000円 × 区分数)	66,000円 × 区分数	130,000円 × 区分数
改正後	<b>6,800円 + (17,200円 × 区分数)</b>	<b>37,600円 × 区分数</b>	<b>41,800円 × 区分数</b>

### (3) 施行時期

改正法の公布の日から3月以内の政令で定める日から施行する。また、政令(出願料等)についても同日に施行する。

### (4) 経過措置

施行日より前に納付される登録料等は基本的に旧料金を適用し、施行日以降に納付される登録料等は新料金を適用する。(附則第5条第2項)

ただし、施行日以降に納付される登録料等であっても、

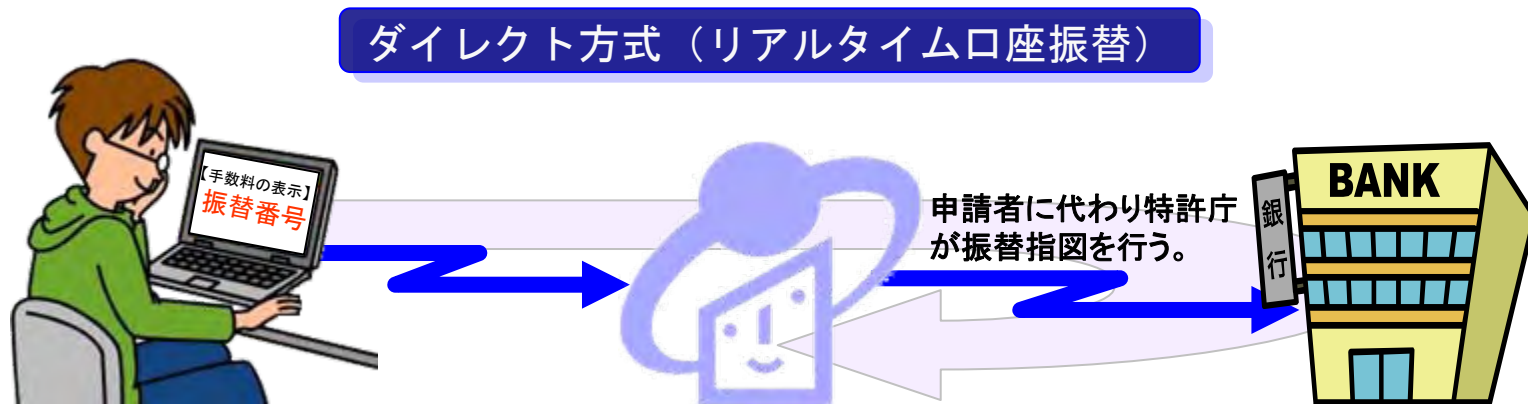
- ① 施行日前に納めるべき登録料等について、追納期間に納付する場合(商標法第43条)には旧料金を適用する。
- ② 分割納付における前期分の設定登録料(商標法第41条の2第1項)及び更新登録料(商標法第41条の2第2項)が旧料金であった場合は、分割納付における後期分の設定登録料及び更新登録料についても旧料金を適用する。

### (参考) 商標出願関係料金の引下げに係る経過措置

施行日前に納付される出願料等は基本的に旧料金を適用し、施行日以降に納付される出願料等は新料金を適用する。ただし、施行日以降に納付される出願料等であっても、たとえば、施行日前に納めるべき出願料等について、適正な額を納付しなかったことにより手続補正を命じられた場合は旧料金を適用する。

## 5. 料金納付の口座振替制度の導入

国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入する。(工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律第15条の2及び第16条)



- ◆ 国庫金歳入ルートは申請から収納まで全てオンライン。
- ◆ 24時間納付が可能。

### (1) 現行制度の問題点

我が国特許庁では、迅速かつ的確な知的財産権の権利化の促進の観点から、世界に先駆けてペーパーレス化を推進し、平成18年度において、特許・実用新案に係る電子出願率は約97%に達している。

しかしながら、電子出願に係る料金の納付方法に関しては、出願に係る料金納付件数のほとんど(99.7%)は非電子的手続である特許印紙で行われており、電子化が促進されていない状況である。

そのような中、制度利用者においては、料金納付に係る手続の簡素化を求めるニーズが強い。

### (2) 改正の内容

近年、公共料金の支払等における決済方法について、預貯金口座からの振替やクレジットカードの利用が一般的に普及してきており、決済方法の多様化が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、特許等関係料金に関しても、手続者(出願人等)の利便性向上の観点に加え、料金納付に係る手続の電子化促進を図るため、特許料等及び手数料の口座振替納付制度を導入する。

なお、リアルタイム口座振替を実現するため、オンライン手続による場合のみ本制度の対象とすることとした。また、出願人等からの委任を受けた代理人が、代理人名の口座について振替納付を行うことも可能とした。

### (3) 施行時期

平成21年1月1日から施行する。

なお、口座振替の利用に係る事前手続(届出)については、平成20年10月1日から受付開始予定。

## 6. 施行時期

### ●公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

- 特許・商標関係料金の引下げ

### ●平成21年1月1日

- 料金納付の口座振替制度の導入

### ●公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- 通常実施権等登録制度の見直し
- 不服審判請求期間の見直し
- 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大

※公布日：平成20年4月18日

## (参考) 改正法成立までの経緯

知的財産ビジネスの多様化や国境を越えた企業再編(M&A)の活発化等に伴う産業財産権の流動性の高まりや、ライセンス(他者への実施許諾)の拡大が進展する中で、企業等がライセンスに基づく事業活動を安定して継続できる環境の整備が求められている。そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に通常実施権等登録制度ワーキンググループ(座長:竹田 稔 竹田綜合法律事務所弁護士・弁理士)を設置し、現行の通常実施権等の登録制度がより活用されるための方策について審議を行った。

また、同ワーキンググループで検討された事項に加えて、審判制度の在り方、国際的なワークシェアリングの在り方、特許・商標関係料金の在り方、決済システムを始めとした更なる電子化の在り方等について、特許制度小委員会(委員長:中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授)、意匠制度小委員会(委員長:大淵 哲也 東京大学大学院法学政治学研究科教授)、商標制度小委員会(委員長:土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)において検討を行い、平成20年1月の知的財産政策部会(野間口 有 三菱電機株式会社取締役会長)において報告書が取りまとめられ、了承された。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、この報告書等を踏まえて、関係省庁等とも調整の上策定され、平成20年2月1日に閣議決定された後、第169回通常国会に提出され、平成20年4月11日に成立した。

## 【附則】

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条の規定 公布の日
- 二 第一条中特許法第一百七十七条第一項の改正規定、第四条中商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の改正規定並びに次条第五項、附則第五条第二項及び第七条から第十三条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条中特許法第二十七条第一項第一号及び第九十八条第一項第一号の改正規定、第二条中実用新案法第四十九条第一項第一号の改正規定、第三条中意匠法第六十一条第一項第一号の改正規定並びに第四条中商標法第六十八条の二十七第一項及び第二項の改正規定 平成二十年九月三十日
- 四 第五条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律目次の改正規定、第三章の章名の改正規定、

第十五条の次に一条を加える改正規定及び第十六条の改正規定 平成二十一年一月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第十七条の二第一項第四号、第二百一十一条第一項及び第六十二条の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

2 新特許法第四十三条第五項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

3 新特許法第四十四条第一項第三号及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願であつて、意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号。以下「平成十八年改正法」という。)の施行の日以後にしたものについて適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願又は平成十八年改正法の施行の日前に

にした特許出願については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十六条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

5 前条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料（同日前に特許法第九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新特許法第八十六条第三項（第二条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第五十五条第一項において読み替えて準用する場合及び第五条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に登録された通常実施権については、適用しない。

（実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条 新実用新案法第十条第一項ただし書及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき

旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第十条第二項ただし書及び第七項の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた意匠登録出願については、なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第十三条第一項ただし書の規定は、この法律の施行の日以後に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本が送達される特許出願について適用し、この法律の施行の日前に拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた特許出願については、なお従前の例による。

2 新意匠法第十七条の二第三項、第十七条の三第一項及び第四十七条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠法第十七条の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という。)の謄本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の謄本の送達があ

った場合については、なお従前の例による。

3 新意匠法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があった拒絶をすべき旨の査定に対する拒絶査定不服審判の請求については、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)(第十六条の二第三項、商標法第十七条の二第一項において準用する新意匠法第十七条の三第一項及び新商標法第四十五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に商標法第十六条の二第一項の規定による却下の決定(以下この項において「補正却下決定」という。)(の謄本が送達される場合について適用し、この法律の施行の日前に補正却下決定の謄本の送達があった場合については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は同日前に納付すべきであった登録料(第四条の規定による改正前の商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により当該登録料を分割して納付する場合を含む。)(若しくは個別手数料については、新商標法第

四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項後段及び第二項後段、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新商標法第四十四条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に謄本が送達される拒絶をすべき旨の査定に対する商標法第四十四条第一項の審判の請求について適用し、この法律の施行の日前に謄本の送達があつた拒絶をすべき旨の査定に対する同項の審判の請求については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第一百七条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第八条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表下欄中「千七百元」を「千五百円」に、「千円」を「千円」に、「五千四百円」を「四千八百円」に、「三千三百円」を「二千九百円」に、「一万六千二百円」を「一万四千三百円」に、「一万円」を「八千八百円」に、「五万四千元」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百円」を「二万九千六百円」に改める。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の特許法第一百七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第一百七十七条第一項の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正)

第十条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。

)附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「七千五百円」に、「五千六百元」を「四千九百元」に、「一万三千五百円」を「一万千九百元」に、「八千四百円」を「七千四百円」に、「二万七千円」を「二万三千八百円」に、「一万六千八百円」を「一万四千八百円」に、「五万四千元」を「四万七千五百円」に、「三万三千六百元」を「二万九千六百元」に改める。

(平成十五年改正法による改正前の昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改

正法第一条の規定による改正前の特許法（以下「平成十五年旧特許法」という。）第一百七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（同日前に特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正法附則第十條の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される次條の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成十五年旧特許法の一部改正）

第十二條 平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七條第一項の表下欄中「一万三千元」を「一万千四百円」に、「千百元」を「千円」に、「二万三百円」を「一万七千九百元」に、「千六百元」を「千四百円」に、「四万六百元」を「三万五千八百円」に、「三千二百円」を「二千八百円」に、「八万二千二百円」を「七万千六百円」に、「六千四百円」を「五千六百元」に改める。

(平成十五年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料(同日前に特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、前条の規定による改正後の平成十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年旧特許法第一百七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号二中「又は通常実施権の設定又は保存の登録」を「(仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。 )又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。 )又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。 )の設定又は保存の登録(仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除

く。  
」に改める。

## **【新旧对照条文】**

特許法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(第一条関係)	1
実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(第二条関係)	16
意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)(第三条関係)	20
商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)(第四条関係)	23
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(第五条関係)	27
特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)(附則第八条関係)	30
平成十五年改正法による改正前の特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)(附則第十条関係)	32
平成十五年旧特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(附則第十二条関係)	34
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十四条関係)	35

改正案	現行
<p>（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）            第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）            第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(特許を受ける権利)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定し、又は他人に仮通常実施権を許諾することができない。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

2 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録が

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

(特許を受ける権利)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

あつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

3 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

5 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 第三十二条第二項から第四項までの規定は、仮専用実施権に準用する。

(仮通常実施権)

第三十四条の三 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 第三十三条第二項及び第三項の規定は、仮通常実施権に準用する。

(登録の効果)

第三十四条の四 仮専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く。）又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

第三十四条の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(職務発明)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4・5 (略)

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4・5 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に

最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

一（五）（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第六項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条第五項（第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を

最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一（五）（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条第五項（第十七条の二第六項及び第三百三十四条の二第五項において準用する場合を

含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手續)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)(によりパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願

含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手續)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)(により交換することができる経済産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願

とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。

二 (略)

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2 { 5 (略)

6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 (略)

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内の期間を除く。)は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

4・5 (略)

とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内にするとき。

二 (略)

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

2 { 5 (略)

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 (略)

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

4・5 (略)

<p>各年の区分</p> <p>金</p> <p>額</p>	<p>(出願公開の効果等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特許出願人は、その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合については、第一項に規定する補償金の支払を請求することができない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(登録の効果)</p> <p>第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。</p> <p>一 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、信託による変更、放棄による消滅又は処分の制限</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許料)</p> <p>第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>
<p>各年の区分</p> <p>金</p> <p>額</p>	<p>(出願公開の効果等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(登録の効果)</p> <p>第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。</p> <p>一 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、放棄による消滅又は処分の制限</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許料)</p> <p>第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>

第一年から第三年まで	毎年二千三百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年七千円に一請求項につき五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万四千四百円に一請求項につき千七百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年六万六千六百円に一請求項につき四千八百円を加えた額

2 } 5 (略)

(拒絶査定不服審判)

第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

第六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第一年から第三年まで	毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一請求項につき六百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額

2 } 5 (略)

(拒絶査定不服審判)

第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

第六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 (略)

2 第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(特許原簿への登録の特例)

第百八十四条の十二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 国際特許出願については、第四十一条第一項ただし書及び第四項並びに第四十二条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項(第百八十四条の

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 (略)

2 第六十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 国際特許出願については、第四十一条第四項及び第四十二条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第四項(第百八十四条の

十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第六項（第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第七百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

（証明等の請求）

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（第三項において「証明等」という。）を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一～五（略）

2（略）

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの

十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第六項（第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第七百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

（証明等の請求）

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一～五（略）

2（略）

が、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等を行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4・5  
(略)

3・4  
(略)

改正案

現行

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一～五（略）

一～五（略）

2～4（略）

2～4（略）

（出願の変更）

（出願の変更）

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最

初の査定の謄本の送達があつた日から三月を經過した後又はその特許出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願（意匠法第十三条第六項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を、実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を經過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

3～5 (略)

6 第一項ただし書に規定する三月の期間は、特許法第四条の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第二項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

8 (略)

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をす

初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を經過した後又はその特許出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願（意匠法第十三条第五項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を、実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を經過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

3～5 (略)

6 第一項ただし書に規定する三十日の期間は、特許法第四条の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第二項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

8 (略)

ることができる。

10| 第八項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(仮専用実施権に係る部分を除く。)(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願については、第八条第一項ただし書及び第四項並びに第九条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

9| 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願については、第八条第四項及び第九条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第百八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」と読み替えるものとする。

2  
5 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第百八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。

2  
5 (略)

改正案	現行
<p>（出願の変更）</p> <p>第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 特許法第三十三條第一項から第三項まで並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。</p> <p>3 特許法第三十五條（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。</p>	<p>（出願の変更）</p> <p>第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により当該謄本の送達とみなされるものを含む。）があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。</p> <p>3 特許法第三十五條（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。</p>

(補正の却下)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 (略)

(補正後の意匠についての新出願)

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2・3 (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けたい者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達

(補正の却下)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 (略)

(補正後の意匠についての新出願)

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2・3 (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けたい者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達

があつた日から三月以内に補正却下決定不服審判を請求することができ。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

があつた日から三十日以内に補正却下決定不服審判を請求することができ。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（特許法の準用） 第十三条（略）</p> <p>2 特許法第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。</p> <p>（補正の却下） 第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（登録料） 第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、<u>三万七千六百円</u>に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、<u>四万八千五百円</u>に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>	<p>（特許法の準用） 第十三条（略）</p> <p>2 特許法第三十三条及び第三十四条第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。</p> <p>（補正の却下） 第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から<u>三十日</u>を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（登録料） 第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、<u>六万六千円</u>に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、<u>十五万千円</u>に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>

3～6 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごと、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請求することができる。

2 (略)

(補正の却下の決定に対する審判)

3～6 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごと、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 (略)

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受け  
た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達  
があつた日から三月以内に審判を請求することができる。ただ  
し、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三  
第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限り  
でない。

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条  
第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第  
三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは、「三十  
日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請  
求したとき」とあるのは、「第六十三条第一項の訴えを提起した  
とき」と読み替えるものとする。

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け  
る者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分の  
数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を  
受ける者は、登録料として、一件ごとに、四万千八百円に区分  
の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受け  
た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達  
があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。た  
だし、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の  
三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限  
りでない。

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条  
第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第  
四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは  
、「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるも  
のとする。

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け  
る者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分の数を  
乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を  
受ける者は、登録料として、一件ごとに、十三万円に区分の数  
を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 二千七百円に一の区分につき八千六百円を加えた額に相当する額

二 三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額  
2) 4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当する額

二 六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額  
2) 4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納による納付及び口座振替による納付（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>  第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p>  第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p>  第三節 特定登録調査機関（第三十九条の二 第三十九条の十一）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに特許法第八十六条第三項（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>  第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p>  第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p>  第三節 特定登録調査機関（第三十九条の二 第三十九条の十一）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p>

び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

4・5 (略)

### 第三章 予納による納付及び口座振替による納付

#### (口座振替による納付)

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び次条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手續その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### (代理人への準用)

第十六条 前三条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納又は口座振替による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした

4・5 (略)

### 第三章 予納

#### (代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。

者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

（が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と読み替えるものとする。

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第八条関係）

改正案

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年四千八百円に一発明につき二千九百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万四千三百円に一発明につき八千八百円を加えた額
第十年から	毎年四万七千五百円に一発明につき

現行

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年千七百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年五千四百円に一発明につき三千三百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千二百円に一発明につき一万円を加えた額
第十年から	毎年五万四千円に一発明につき三万

第二十五年まで

二万九千六百円を加えた額

第二十五年まで

三千六百円を加えた額

平成十五年改正法による改正前の特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第十条関係）

改正案

現行

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき四千九百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万九百円に一発明につき七千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万三千八百円に一発明につき一万四千八百円を加えた額
第十年から	毎年四万七千五百円に一発明につき

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
第十年から	毎年五万四千円に一発明につき三万

第二十五年まで

二万九千六百円を加えた額

第二十五年まで

三千六百円を加えた額

改正案

現行

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年一万千四百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万七千九百円に一請求項につき千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年三万五千八百円に一請求項につき二千八百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年七万千六百円に一請求項につき五千六百円を加えた額

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき三千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額

25 (略)

25 (略)

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）	
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常 実施権の登録を除く。）	
(一) (略) (二) 専用実施権（仮専用実施権 を含む。以下この号において 同じ。）又は通常実施権（仮 通常実施権を含む。以下この 号において同じ。）の設定又 は保存の登録（仮専用実施権 又は登録した仮通常実施権に 係る特許出願について特許権	(略) 専用実施権 又は通常実 施権の件数	(略) 一件につき 一万五千元

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）	
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常 実施権の登録を除く。）	
(一) (略) (二) 専用実施権又は通常実施権 の設定又は保存の登録	(略) 専用実施権 又は通常実 施権の件数	(略) 一件につき 一万五千元

<p>十四、百五十八 (略)</p>	<p>の設定の登録があつたことに          伴い当該仮専用実施権又は登          録した仮通常実施権の設定行          為で定めた範囲内において受          けるものを除く。) (三          七)</p>	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	

<p>十四、百五十八 (略)</p>	(三 七)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)

○経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局 特許室一覧

・北海道経済産業局特許室

〒060-0807

札幌市北区北7条西2丁目 北ビル7階

電話番号 011-747-8252 Fax:011-746-7359

E-mail: hokkaidotokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・東北経済産業局特許室

〒980-0014

仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル7階

電話番号 022-223-9730 Fax:022-262-5906

E-mail: pay200@jpo.go.jp

・関東経済産業局特許室

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階

電話番号 048-600-0319 Fax:048-601-1303

E-mail: kantotokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・中部経済産業局特許室

〒460-0008

名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2階

電話番号 052-223-6604 Fax:052-223-6524

E-mail: chubutokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・近畿経済産業局特許室

〒543-0061

大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター1階

電話番号 06-6772-5004 Fax:06-6772-5034

E-mail: kinkitokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・中国経済産業局特許室

〒730-8531

広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎3号館1階

電話番号 082-224-5625 Fax:082-224-5646

E-mail: chugokutokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・四国経済産業局特許室(産業財産権相談担当)

〒761-0301

高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階

電話番号 087-869-3790 Fax:087-869-3790

E-mail: shikokutokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・九州経済産業局特許室

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル2階

電話番号 092-481-2468 Fax:092-481-2496

E-mail: kyushutokkyoshitsuichi@jpo.go.jp

・内閣府沖縄総合事務局特許室

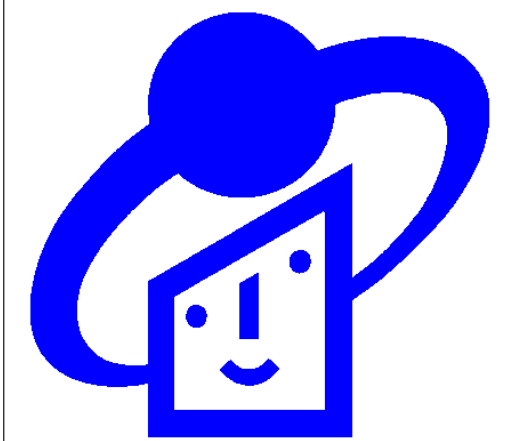
〒900-0016

那覇市前島3-1-15 大同生命那覇ビル5F

電話番号 098-867-3293 Fax:098-867-3286

E-mail: okinawasogojimukyokuichi@jpo.go.jp

## 産業財産権制度シンボルマーク



### 問い合わせ先一覧

- ◆特許庁所在地 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
- ◆開庁日 月～金曜日(平日)
- ◆問い合わせ受付時間 9:00～17:30
- ◆電話<特許庁代表> 03-3581-1101(音声ガイダンスに従って操作してください)

#### ○<法改正事項一般について>

- ・産業財産権四法に関すること  
総務部 総務課 制度改正審議室  
内線 2118 Fax:03-3501-0624 E-mail:PA0A00@jpo.go.jp

#### ○<各改正事項について>

- ・審判制度に関すること  
審判部 審判課 審判企画室  
内線 5854 Fax:03-3584-1987 E-mail:PA6B00@jpo.go.jp
- ・特許・商標関係等料金制度に関すること  
総務部 総務課 調整班  
内線 2105 Fax:03-3593-2397 E-mail:PA0260@jpo.go.jp
- ・優先権書類の電子的交換に関すること  
総務部 情報システム室 情報技術調査班  
内線 2507 Fax:03-3593-7748 E-mail:PA0I00@jpo.go.jp
- ・口座振替制度の実務に関すること  
総務部 会計課 歳入係  
内線 2207 Fax:03-3595-2727 E-mail:PA0300@jpo.go.jp